

作成日 ; 2015 年 11 月 7 日

スイス連邦

特許庁の所在地 :

Swiss Federal Department of Justice and Police
Swiss Federal Institute of Intellectual Property (IPI)

Stauffacherstrasse 65, CH-3003

Berne

Switzerland

Tel : 41-(0)31-377-7777

Fax : 41-(0)31-377-7778

Email : info@ipi.ch

Website : <http://www.ige.ch>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無（存在する場合は連絡先も含む）
5. 出願言語
6. その他関係団体(連絡先)
7. 特許情報へのアクセス方法

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から特許までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要(国内段階移行期限等)
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

存在しません。

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 植物新品種保護に関する国際条約 (UPOV)
- (7) 世界貿易機構 (WTO)
- (8) 標章の国際登録に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement)
- (9) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (10) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)
- (11) 外国公文書領事認証免除に関するハーグ協定 (Hague Convention)
- (12) 虚偽原産地表示の防止に関するマドリッド協定 (Madrid Agreement)
- (13) 商標法条約 (TLT)
- (14) 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定
- (15) 意匠の国際登録に関するハーグ協定 (Hague Agreement)
- (16) 意匠の国際分類を定めるロカルノ協定 (ロカルノ同盟)
- (17) タイプフェイスの保護に関するウィーン協定及び追加議定書 (署名・批准済、未発行)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

実施されておりません。

3. 現地代理人の必要性有無

スイスに居所又は事業拠点を有していない出願人は、現地代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

The Association of Swiss Patent and Trademark Attorneys
Verband Schweizerischer Patent-und Markenanwalte (VSP)
P. O. Box 638
3000 Bern 7
Email : mail@vsp.ch Website: www.vsp.ch

5. 出願言語

いずれの言語でも出願することが認められています。

ドイツ語、フランス語又はイタリア語の翻訳文が必要です。

6. その他関係団体

JETRO（日本貿易振興機構）ジュネーブ事務所

80, rue de Lausanne, 1202 Geneve Switzerland

TEL: 41-22-732-1304

FAX: 41-22-732-0772

7. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.ige.ch>

特許制度

1. 現行法令について

2011年7月1日までに改正された1954年の特許法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出することができます。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

いずれの言語によっても出願することができます。

特許庁は、指定期間内にドイツ語、フランス語又はイタリア語による翻訳文の提出を求めます。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。認証は不要です。

(5) 発明者に関する宣誓書 (Declaration of Inventor-ship)

この宣誓書では、出願人の知る限り発明者以外の誰も発明に関与していない旨等を述べる書類です。

優先日から16ヶ月以内に提出することができ、現地代理人が署名することができます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先日から16ヶ月以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書の翻訳文 (Translation of Priority Document)

優先日から16ヶ月以内に提出することができます。

3. 料金表 (単位: スイス フランです。)

(1) 出願料金

① クレーム 10 個までの料金 200

② クレーム 11 個から 1 個当たりの加算料 50

(2) 審査料金 500

(3) 早期審査 (Expedited Examination) 料金 200

(4) 拒絶後の手続続行 (Further Processing) 料金 100

(5) 出願 (権利) 回復料金 500

(6) 異議申立料金 800

(7) 年 金

① 4 年度 100

②5年度	150
③6年度	200
④7年度	250
⑤8年度	300
⑥9年度	350
⑦10年度	400
⑧11年度	450
⑨12年度	500
⑩13年度	550
⑪14年度	600
⑫15年度	650
⑬16年度	700
⑭17年度	750
⑮18年度	800
⑯19年度	850
⑰20年度	900

4. 料金減免制度について

料金減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

特許出願についての実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願日、又は優先日から18ヶ月経過後の出願公開制度が採用されています。

7. 審査請求制度の有無

特許出願は実体審査されませんので、審査請求制度はありません。

8. 出願から特許までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

新規性及び進歩性についての審査は行われません。

(1) 方式審査

① 先ず、特許庁は出願が出願日を享受できる要件を満たしているか否かを審査し、満たしていない場合は補正する機会を与えることができるとされておりますが、実務的には書類は返却されるということです。

② 1995年10月1日以降にされた出願に関して；

これらの出願は限定的な審査(Limited examination)の対象とされま

す。

即ち、審査は、様式(Form)、特許性自体(Patentability per se)、発明の開示(Disclosure)及び発明の単一性(Unity of invention)について行われ、新規性及び進歩性の審査は行われません。

③1996年1月1日以降の出願日を有する出願に関して：

特許書類のための印刷料金を含む審査料金(Examination fee)を特許庁から要請された場合は、所定の期間内に納付する必要があります。なお、特許庁が審査料金の納付を要請する前に、又は審査料金を納付する期間内に、審査の延期(Postponement of the examination)が請求された場合、審査料金の納付期間は審査延期の期間が満了するまで延長されます。

(2)調査

①調査を請求すべき旨の要件は規定されておりませんが、出願人は出願日又は優先日から14ヶ月以内に、特許庁に対して先行技術調査を請求することができます。

②第三者も公開されました出願や特許に対して先行技術調査を請求することができるかとされております。

(3)実体審査(Substantive examination)

新規性及び進歩性の実体審査は行われません。

但し、進歩性等の要件を満たしていない発明は、登録後無効・取消の対象となります。

(4)早期審査(Accelerated examination)

必要な料金を納付することにより、方式審査の迅速化を請求することができます。

(5)不特許事由

以下の発明については、特許を受けることができません。

①発明の実施が公序良俗に反する発明の場合

②単なる情報の提示の発明の場合

③算術的方法及びコンピュータ自体に発明の場合

④発見及び科学的理論の発明の場合

⑤人体又は動物体の治療方法や診断方法の発明の場合

⑥知的活動の計画に関する発明の場合

⑦専ら個人的な使用にのみ適する方法の発明の場合

等です。

(6)新規性

出願日(又は優先日)前に、書面、口頭、実施又は他の方法により、世界の何れかの場所で、公衆に利用可能な状態にされた全てのものは、新

規性がありません（絶対的新規性の採用です。）

<新規性喪失の例外>

発明の公表が以下の場合において、公表が出願日又は優先日前6ヶ月以内に行われた場合には、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。

①特許を受ける権利を有する者に関する明らかな権利濫用（Evident abuse）

②パリ条約に規定されている国際的博覧会の範疇内において、公認された国際博覧会における、特許を受ける権利を有する者による発明の公表

但し、次の手続きが必要です。

(a)出願と同時に当該博覧会の正確な表示を含む宣誓書及び発明の内容に関する宣誓書を提出すること、及び

(b)出願日から4ヶ月以内に、管轄当局が発行した以下の内容を含む書類を提出すること

(i) 発明が博覧会において実際に展示された確認書

(ii) 当該博覧会の開会日

(iii) 当該開会日と一致しない場合、博覧会における発明の最初の展示日の表示

(iv) 博覧会当局による認証された（Authenticated）発明の説明

(7) 審査内容

①審査の結果、方式的要件不備や不特許事由に該当し、発明の単一性の要件を満たしていないと判断された場合、オフィシャル・レター（拒絶理由通知）が発行されます。

②上記オフィシャル・レターに対して、指定された期間内に補正書又は意見書を提出することができます。

③上記補正書等の提出にも拘わらず、依然としてオフィシャル・レターで指摘された理由を解消することができなかつた場合は、最終的に拒絶されます、

(8) 補正

審査手続きが終了しない限り、明細書やクレーム等の補正をすることができます。

(9) 情報提供

実体審査が行われませんので、第三者による情報提供は規定されておられません。

(10) 特許付与

①出願が認容（Acceptance）される状態であると判断された場合、出願

人に審査手続の終了予定日の1ヶ月前に、その旨通知されます。

②特許が付与されると、登録簿に登録され特許がスイス特許官報に公表されます。

(11)不服申立て

特許庁の決定に対して、連邦行政裁判所(Federal Administration Court)に抗告することができます。

(12)異議申立て

①特許付与の公告日から9ヶ月以内に、異議申立てをすることができます。

②異議申立ては、特許事由(Patentability)の欠如に基づく理由により請求することができますが、新規性や進歩性欠如を理由に請求することはできません。

(13)分割出願

分割出願は、特許付与の日又は最終拒絶の日まですることができます。

(14)無効

利害関係を有する者は、次の理由に基づき、裁判所に無効を請求することができます。

①新規性欠如の場合

②産業上利用可能性のない発明の場合

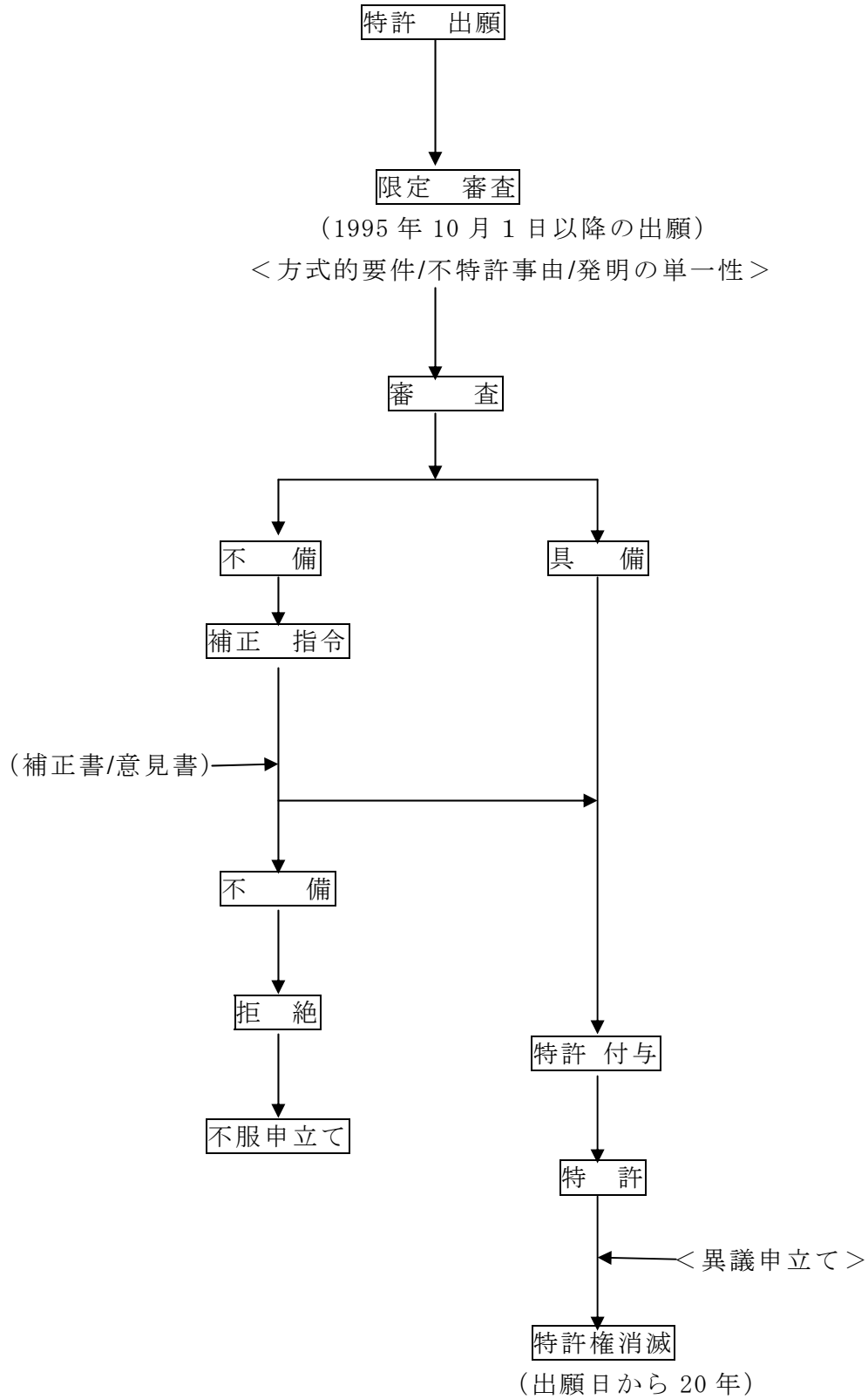
③進歩性欠如の場合

④特許性(Patentability)のない発明の場合

⑤開示不十分な発明の場合

等です。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利発生日）

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から 20 年です。
特許権は、特許日から発生します。
- (2) 維持年金は、従来、出願日から 5 年目に納付する必要がありましたが、2013 年以降、出願日から 4 年目に改正されました。
従いまして、例えば、2016 年 1 月 1 日に出了願した場合には、最初の年金、第 4 年度年金を 2019 年 1 月 1 日、正確にはその月の月末まで、即ち 2019 年 1 月 31 日までに納付しなければならないようになりました。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

- (1) 国内段階移行期限：
優先日から 30 ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：
国際出願時の明細書等のドイツ語、フランス語、又はイタリア語のいずれかの翻訳文の提出が必要です。
- (3) 19 条等の補正があった場合：
国際出願時のクレーム及び補正されたクレームの両方の提出が必要となります。
- (4) 維持年金納付：
国際出願日から 4 年度目に最初の年金を納付する必要があります。

11. 留意事項

- (1) 出願の際：
 - ① スイス国で発明の保護を求める場合、直接スイス国へ出願する方法、又は EPC 出願によりスイスを指定して保護を求めることができます。一般的には、EPC 出願により他の指定国と共にスイスを指定することによってスイス国で保護を求める形態が多く採られています。しかし、企業の事業戦略等から、早期にスイス国において特許権の取得を望む場合には、EPC 出願よりも早期に独占権を得ることができるスイス国への直接出願を検討する必要があるのではないのでしょうか。
 - ② 出願費用等の点で、問題があるかも知れませんが、スイス国への出願と EPC 出願を並行して行う方法も検討するに値するかと思われます。EPC 出願の場合は、実体審査が行われるために権利の安定化の点からは優れていますが、権利化を図るまで長期間が必要となります。そこで、このような場合に EPC 出願において PACE による早期審査制度を利用することにより、早期に権利化を図ることが可能になるのでは

ないでしょうか。

- ③EPC 出願の審査の結果、特許権を取得できそうもないと判断した場合には、平行して出願をしておいたスイス出願において権利化を図る戦略も考えられます。

(2)その他：

- ①スイス国とリヒテンシュタイン国は、二ヶ国条約により、何れかの一の国で権利を取得すれば、他の一方の国においても権利が自動的に発生します。

従いまして、EPC 出願において両国を指定する必要はありません。

- ②スイス国においても、ロンドン協定 (London Agreement) が適用されます。

従いまして、EPC 出願が特許になった場合、スイス国において当該特許の有効化を図るために、EPC 特許の翻訳文を提出する必要はありません。

但し、後日特許紛争が生じた場合には、特許権者はスイス国の公用語の一の言語による翻訳文を提出する必要があります。

意匠制度

1. 現行法令について

2002年7月1日施行の「意匠の保護に関する新連邦法」が適用されます。

2. 意匠出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

以下の内容を記載します。

出願人及び創作者の氏名・住所、意匠が適用される製品の表示、公表の繰り延べ請求(希望する場合)、優先権主張の基礎とされる出願の国名及び出願日(主張する場合)、意匠の簡潔な説明(任意です)

(2) 意匠の表現物 (Representation of the Design) (図面又は写真)

(3) 委任状 (Power of Attorney)

特許庁から要求された場合のみ提出が必要です(認証不要)。

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

原則として提出不要です。

特許庁から要求された場合のみ提出が必要となります。

(5) 所定の手数料 (Payment of Required Fees)

3. 料金表 (単位: スイスフランです。)

(1) 出願料金

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 一意匠出願の場合 | 200 |
| ② 多意匠出願の場合(追加意匠ごと) | 100 (上限は 700) |

(2) 公開の繰延料金 無料

(3) 更新料金

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 一意匠登録の場合 | 200 |
| ② 多意匠登録の場合(追加意匠ごと) | 100 (上限は 700) |
| ③ 6ヶ月の猶予期間内の割増料金 | 50 |

(4) 手続続行料金 (Further Processing) 100

4. 料金減免制度について

料金の減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

意匠出願について、新規性及び独自性等の実体審査は行われません。

方式要件、公序良俗違反等のみが審査されます。

なお、新規性、独自性の実体要件を満たしていない場合には、請求により

裁判所で意匠登録が無効にされます。

6. 出願公開制度の有無

意匠出願の出願公開制度は採用されていません。

出願内容は、意匠登録後（又は公表の繰り延べ期間の終了後）に公表されます。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度はありません。

8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）

(1) 意匠出願は、方式要件、下記の不登録事由についてのみ審査が行われ、これらを充足している場合には意匠登録されます。新規性、独自性等の実体要件は、登録後に無効請求があった場合にのみ判断されます。

(2) 不登録事由

- ① 意匠の保護対象に該当しない場合
- ② 国際条約に明らかに違反する場合
- ③ 公序良俗に反する場合
- ④ 専ら当該製品の技術的機能にのみ基づいて確定される意匠の場合

(3) 新規性

出願日（又は優先日）前に、同一の意匠がスイス国内の関連業界（Relevant Circles）において、知得することが可能であり、知られ得る状態の場合には、新規性を有しません。

< 新規性喪失の例外 >

次の場合、新規性は喪失しません。

- ① 出願日前（優先権が主張されている場合は、優先日）12ヶ月以内における、意匠登録を受ける権利を有する者による意匠の公表の場合
- ② 出願日前（優先権が主張されている場合は、優先日）12ヶ月の期間内における、意匠登録を受ける権利を有する者を害する、第三者による意匠の公表の場合

(4) 審査

① 審査の結果、方式的要件等を満たしていないと判断された場合、出願人は指定期間内に補正を求められます。

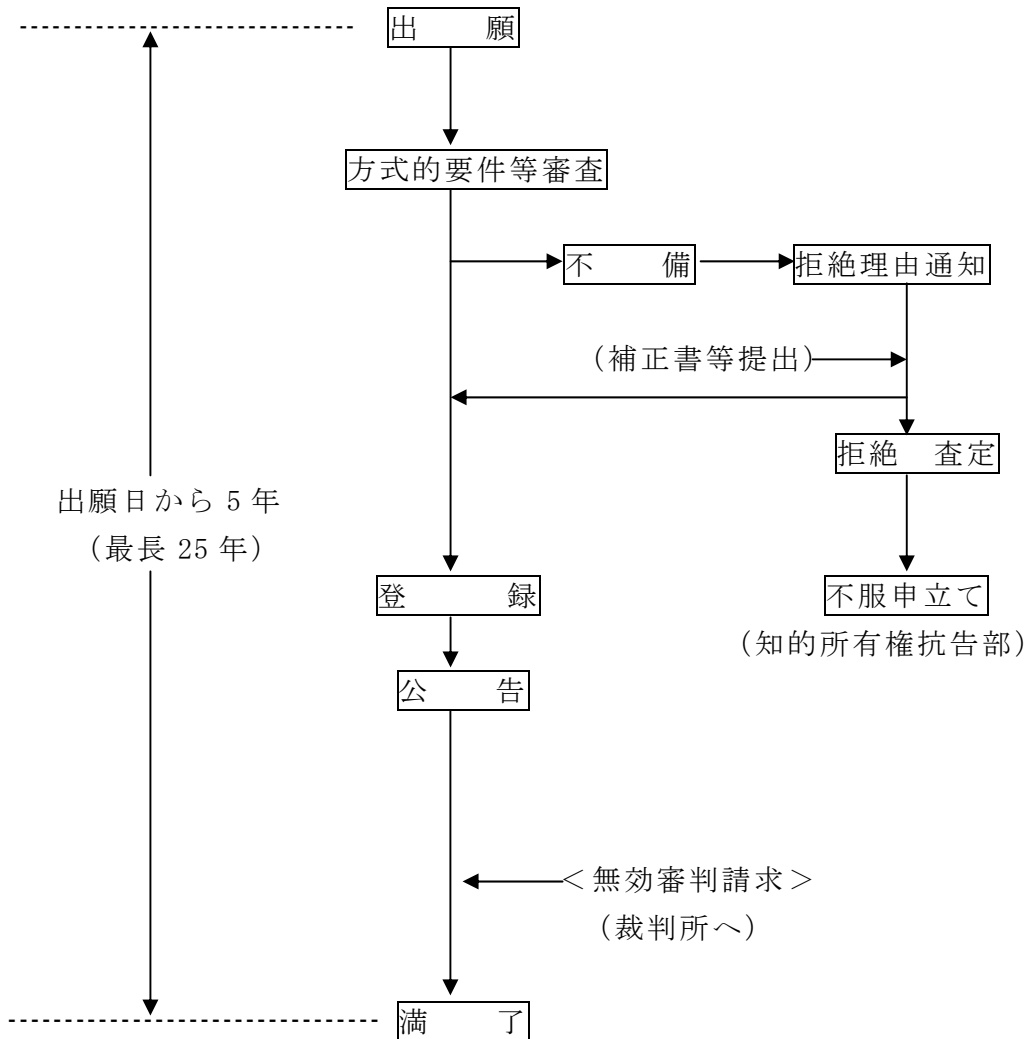
上記方式的要件の不備が解消されなかった場合、出願は放棄又は拒絶されます。

② 意匠出願が登録すべきものと判断されると所定の手数料の全てが期間内に支払われていることを条件として意匠登録され登録内容が公

告されます。但し、出願時に出願人が公表の繰り延べ請求をしている場合には、最長で出願日（優先日）から 30 ヶ月間、公告が繰り延べられます。

- (5) 登録後の異議申し立て制度は採用されていませんが、登録無効請求が認められています。登録無効は裁判所 (Federal Administrative Court) へ請求します。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)

(1) 意匠権の存続期間は、出願日から5年です。

意匠権は、設定登録により発生します。

(2) 5年ごとに4回更新することが可能ですので最長で出願日から25年となっています。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度はありません。

11. 留意事項

(1) スイスは、意匠の国際登録に関するハーグ協定 (Hague Agreement

Concerning the International Deposit of Industrial Designs) の締約国です。

従いまして、この協定に基づき出願することができる者は、スイスを指定することにより、意匠の保護を求めることができます。

(2) 意匠の定義

「意匠」とは、線、面、輪郭、色彩の組合せによって特徴づけられる、又は適用される材料によって特徴づけられる、製品又は製品の一部の外観と定義されています。

意匠の特徴が製品の技術的な機能のみの場合には、意匠として保護を受けることはできません。

(3) 権利の回復

特許庁からのオフィシャル・レター（拒絶理由通知）に対して、出願人が応答期限を遵守できなかつたために出願が拒絶された場合、出願人は以下の要件を満たす場合、権利の回復を請求することができます。

<要件>

- ① 請求人が、期限を遵守できなかつたこと知った日から 2 ヶ月以内に請求されること、且つ
- ② 遵守できなかつた期限の満了日から 6 ヶ月以内であること、更に
- ③ 行なわれるべき手続きが完全に行われ、並びに当該期限内に手続続行料金 (Fee for Further Processing) が納付されたこと

(4) その他

スイスにおいて意匠権を登録してもリヒテンシュタインに効力が拡張されることはありません。リヒテンシュタインで意匠の保護を受けるためにはスイス知財庁ではなくリヒテンシュタイン知財庁に直接、リヒテンシュタイン国内意匠出願を行う必要があります。

商標制度

1. 現行法令について

1993年4月1日施行の新商標法が適用されます。

特許の場合には、スイスでの特許権の効力はリヒテンシュタインにも及びますが、商標の場合には、商標権の効力はリヒテンシュタインには及びません。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

フランス語、ドイツ語又はイタリア語のいずれかの言語で、以下の要領で作成します。

出願人の名称及び住所、商標見本（最大 80 mm×80 mm）、文字商標の場合は願書に大文字で記載します。

商品・サービスの表示、一出願多区分制が採用されています。

色彩付商標、3次元商標、位置商標、又は音響商標である旨の表示（該当する場合）、音響商標の場合には、楽譜で表現すること。

保証商標又は団体商標である旨の表示（該当すれば）、優先権主張の基礎とされる出願の国名及び出願日（主張する場合）。

(2) 優先権証明書 (Priority Document) 及び優先権翻訳 (Translation of Priority Document)

出願日から6ヶ月以内に提出（翻訳は、フランス語・ドイツ語・イタリア語又は英語のいずれかによるもの）。

(3) 商標の使用管理規則 (Regulations on the Use of the Mark)

保証商標・団体商標の場合に必要です。

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願時には、通常は要求されません。

3. 料金表（単位：スイスフランです。）

(1) 出願料金

① 商標出願（3区分までの場合） 550

② 追加区分料（1区分当たり） 100

(2) 更新出願料金 550

(3) 譲渡又はライセンスの登録料金 無料

(4) 早期審査料金 400

(5) 異議申立料金 800

4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

(1) 商標出願は実体審査の対象となります。

絶対的不登録事由（商標の保護対象か否か、識別性を有するか等）についてのみ審査され、相対的不登録事由（先行商標との類似性等）の審査は行われません。

(2) 相対的不登録事由については、登録後に異議申立てがあった場合にのみ審査されます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

出願書類の閲覧をするには、出願人（代理人）の承諾が必要となります。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件審査されますので審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) スイスは、一出願多区分制、オンライン出願制度を採用しています。

(2) 出願は最初に方式要件について審査されます。

その後、下記の絶対的不登録事由についての審査が行われます。

相対的不登録事由（先行商標との類似性等）の審査は、登録後に異議申立てがあった場合にのみ行われます。

出願後1ヶ月以内に審査が行われない場合には、出願人は早期審査の請求をすることができます。

(3) 絶対的不登録事由

① 商品等の種類、品質、数量、用途、原産地、提供時期等の公共財産となっている標識

② 商品の機能を確保するために技術的に不可欠な形状

③ 商品の品質等を誤認させる商標

④ 公序良俗に反する商標

(4) 相対的不登録事由

① 先行商標と同一・類似の商標

② 先行商標と混同を生じるおそれがある商標

(5) 審査の内容

① 審査の結果、出願が不登録事由に該当しない場合には、登録許可がな

され、出願は商標登録簿に登録されます。

登録はスイス通商公報で公告され、出願人には登録証が発行されます。

- ②出願が拒絶された場合には、30日以内に連邦行政裁判所(Federal Administrative Court)に対して不服申立てを行うことができます。

この場合、連邦行政裁判所の決定が最終的なものとなります。

- (6)登録の公告日から3ヶ月間、異議申立てが認められています。

- ①異議理由は、相対的不登録事由(先行商標との類似性)に限定されていますので、異議申立ては、先行商標の商標権者であってスイス商標法上の優先権を有する者(周知商標の所有者も含む)のみが行うことができます。

異議申立ては、またスイスにおいて出願された後の出願時に周知であった、同一又は類似する商品又はサービスに関する同一又は類似する、商標の所有者も行うことができます。

- ②異議申立書は当該商標登録の商標権者に送られ、商標権者は答弁の機会が与えられます。

当該商標権者が、当該異議申立人の先の商標の不使用を主張した場合には、当該異議申立人は自己の商標の使用(又は法律上の正当な不使用の理由)を立証しなければなりません。

- ③特許庁の異議申立ての決定に対しては、30日以内に連邦行政裁判所(Federal Administrative Court)に不服申し立てをすることができます。

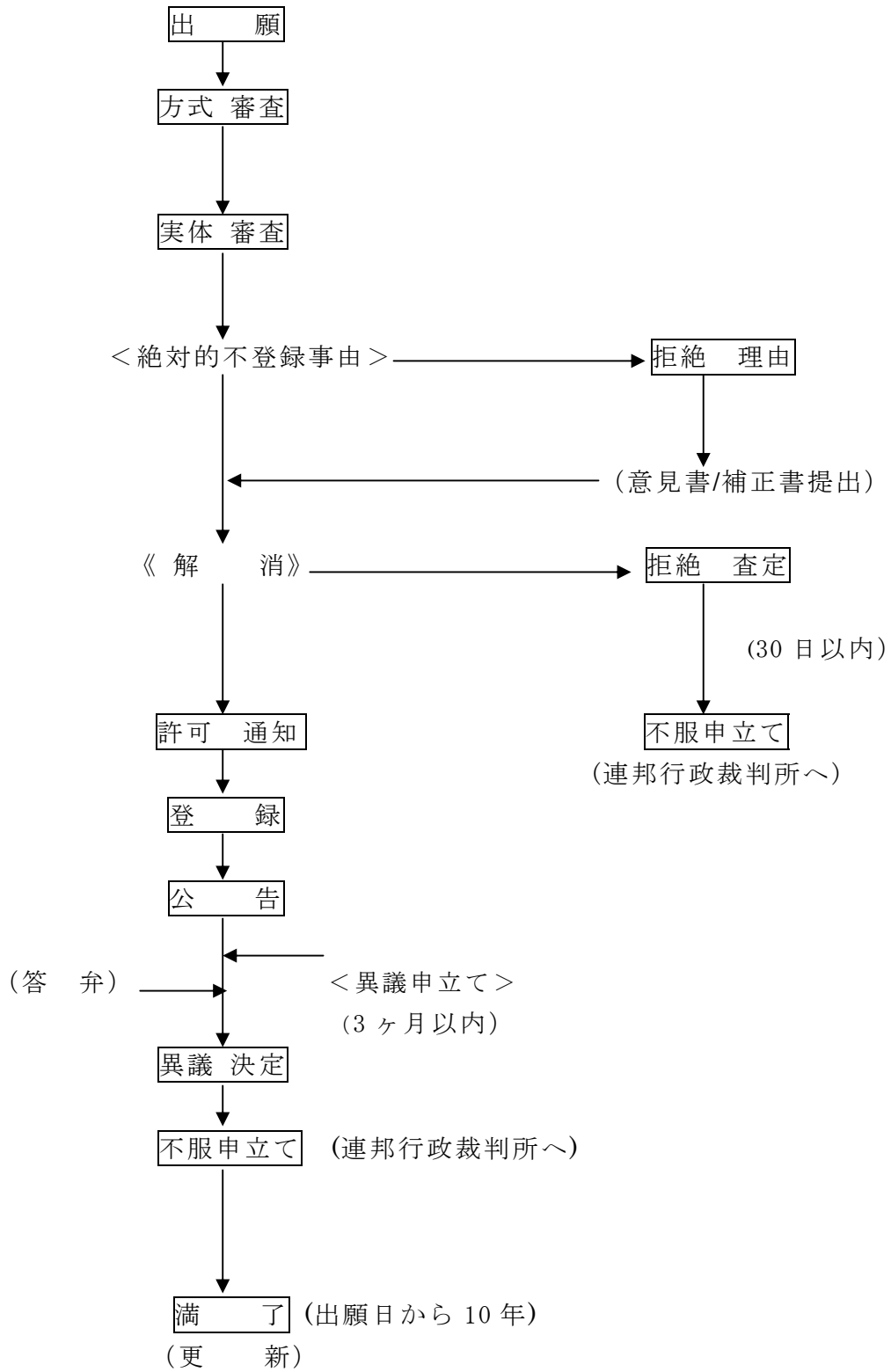
連邦行政裁判所の決定が最終的なものとなります。

- ④一方、異議申立てが認められなかった場合には、異議申立人(同一又は類似の商標の所有者)は、民事裁判所(Component Civil Court)に登録無効を請求することができます。

- (7)絶対的不登録事由に基づく利害関係人の請求

異議申立ては、相対的不登録事由に基づき行う制度ですので、絶対的不登録事由に基づく場合には、民事裁判所に登録無効を請求することになります。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 商標権の存続期間は出願日から10年です。
- (2) 存続期間は期限満了前6ヶ月以内に更新申請をすることによって、10年ごとに更新することができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、ある企業の商品若しくはサービスを他の企業の商品若しくはサービスから、視覚的に識別できる標識と定義されています。

以下のものは商標登録可能なものとして例示されています。すなわち、言葉、文字、数字、視覚的表現物、3次元形状、前記要素と色彩との組み合わせ、音響商標などです。

視覚的に認識できない芳香商標は登録の対象とはなっていません。

- (2) 保護対象となる商標

- ① 色彩商標 (Color marks)、② 3次元商標 (Three dimensional marks)、③ 団体商標 (Collective marks)、④ 保証商標 (Certification marks)、⑤ 音商標 (Sound marks)、⑥ 位置商標 (Position marks) 等です。

12. 留意事項

- (1) 更新時の商標の使用義務

商標権の更新時には、使用証明の提出は不要ですので、登録商標を使用していない場合であっても商標権の更新は可能です。

しかし、登録後5年間不使用の場合には、正当な理由がない限り、申し立てにより登録が無効とされます。無効申立ては管轄裁判所に対して行います。

- (2) 国際登録

- ① スイスは、標章の国際登録に関するマドリッド協定の加盟国です。

従いまして、加盟国の国民はスイスを指定することにより、国際登録出願により商標の保護を求めることができます。

- ② スイスは、又所謂マドプロの加盟国でもありますので、加盟国の国民はスイスを指定することにより、国際登録出願に基づき商標の保護を求めることができます。

- (3) 出願・登録の分割

- ① 商標出願が登録されるまで、その出願に係る商品・サービスごとに分割することができます。

- ② 登録後も商品・サービスごとに商標権を分割することができます。